

戸田市行政センター条例(案)の概要について

1 センターの概要

名 称	戸田市戸田公園駅前行政センター
場 所	戸田市本町4丁目11番15号
敷地面積	276.77 m ²
建物面積	453.60 m ²
建物構造	鉄骨造 3階建

2 センターの構成施設概要

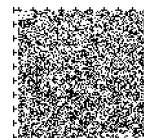
構成施設名	構 成 施 設 の 説 明
戸田市戸田公園駅前出張所	諸手続きに係る申請及び交付窓口
戸田市ビジネスインフォメーションコーナー	市内商工業の振興、その他公益に資する事業、または、行政目的のために使用する
戸田市戸田公園駅前子育て広場	地域子育て支援拠点及び一時預かり事業を行う
戸田市立図書館戸田公園駅前配本所	図書予約、受け取り及び返却窓口（蔵書はなし）

3 休所日

構成施設名	休 所 日
戸田市戸田公園駅前出張所	・1月1日～1月3日及び12月29日～12月31日 ・その他市長が必要と認める日
戸田市ビジネスインフォメーションコーナー	・戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 ・その他市長が必要と認める日
戸田市戸田公園駅前子育て広場	・戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 ・日曜日、土曜日及び休日※1（一時預かり事業に限る） ・その他市長が必要と認める日
戸田市立図書館戸田公園駅前配本所	・戸田市戸田公園駅前出張所の休所日 ・特別整理期間※2 ・その他教育委員会が必要と認める日

※1 休 日 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日

※2 特別整理期間 戸田市図書館条例第6条第5号の特別整理期間



4 戸田市ビジネスインフォメーションコーナーの使用手続き

所定の申請書を記入の上、許可書を受け取ってください。また、許可後の変更については、変更許可を取ってください。

5 使用に関する諸条件

- (1) 公益を害し、または風俗を乱すおそれがあるときや、施設等を損傷または滅失するおそれがあるとき等、施設等の管理上支障があると認められるときには使用を許可することができません。
- (2) 使用許可の権利は、他人に譲渡し、または転貸をしてはいけません。
- (3) 使用者が不正な手段によって使用許可を受けたとき、許可の条件や職員の指示に従わないとき等は、使用の条件の変更や、使用を停止、または使用許可を取り消すことがあります。
- (4) 使用が終わったときは、速やかに施設等を原状回復してください。

6 使用料

施設名	一時間当たりの使用料
戸田市ビジネスインフォメーションコーナー	300 円
戸田市戸田公園駅前子育て広場（一時預かり事業に限る）	500 円

7 特記事項

- (1) 使用者若しくは来所者自身の責任により、センターの施設設備等を損傷し、または滅失した場合、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) 市長は、センター内の秩序を乱す者の立入りを禁止し、または、退去を命じる場合があります。

